

第57号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年9月7日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む」の次に「。第11条第2項において「勤務日数」というを、「18日」の次に「（1月間の日数（蒲郡市の休日を定める条例（平成3年蒲郡市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、20日と当該日数との差に相当する日数を18日から減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加え、「同項第2号」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号」に改める。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づき市長が定める規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、当該」を「職員が当該」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第14項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項並びに第11条第2項及び第11項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、前項本文に規定する施行の日以後に新条例第11条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

- 3 新条例第2条第2項及び第11条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。